

24. 学生会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、近畿大学工業高等専門学校学生会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は、学生の自治によって運営され、教職員を顧問とする。

第3条 本会は、本校教育方針に基づき、会員相互の親睦と心身の健全なる育成を目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 規律を守り、本校の学生として恥じない学生生活を過ごす。
- 2 学生生活における集団活動に参加し、一致協力する精神を養う。
- 3 自主自立による個性を追求し、趣味と教養を高める。

第5条 本会は、近畿大学工業高等専門学校学生の全員をもって構成され、学生は入学と同じに本会の構成員となる。

第6条 各委員の3分の1以上又は代議員会の2分1以上の要求があった場合は、会則の改正又は制定を審議するため、学生総会を開催しなければならない。

第7条 本会則に付随する細則の改正及び制定は、代議員会の議決による。

第8条 学生総会による議決事項については、校長の承認を経て執行される。

第2章 権利と義務

第9条 本会会員は、次の権利及び義務を有する。

- 1 総務委員会に参加するための選挙権と被選挙権
- 2 学生会行事に参加するための権利と義務
- 3 学生総会で決議された事項を守る義務
- 4 年会費を納入する義務

第10条 本会の活動に当たっては、法令・学則・学生準則その他学校の定める規則に違反することなく、学園の秩序を乱すことがあってはならない。

第3章 機 関

第11条 本会には、次の機関をおく。(学生会機構図参照)

- 1 学生総会
- 2 総務委員会
- 3 代議員会
- 4 中央委員会
- 5 学級会
- 6 監査委員会
- 7 選挙管理委員会

第12条 各機関の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 各機関の委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第1節 学生総会

第14条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を議決する。

- 1 学生会則の承認
- 2 学生会行事の承認
- 3 予算及び決算報告の承認
- 4 その他重要事項

第15条 学生総会に参加できる学生は、総務委員会・代議員会・中央委員会・監査委員会の役員と、学級会・選挙管理委員会の代表者1名とする。また、本会会員は、本総会を聴講することができる。

第16条 定期学生総会は、会長がこれを召集し、年2回（前期及び後期）開催する。ただし、必要な場合は、次の場合に限り臨時学生総会を開催することができる。

- 1 各委員の3分1以上の要請があった場合
- 2 総務委員会が必要と認めた場合
- 3 代議員が必要と認めた場合

第17条 学生総会には、議長団及び書記団を置き、議長団は、代議員会の議長及び副議長が任務にあたり、書記団は、学生会書記がその任務にあたる。

第18条 学生総会の議決は、多数決による。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第19条 学生総会の招集及び議題の告示は、7日前に行わなければならない。ただし、臨時学生総会の場合はこの限りでない。

第20条 議長は、学生総会最後に議決事項を確認し、全学生に報告する義務を負う。

第2節 総務委員会

第21条 総務委員会は、本会の最高執行機関である。(執行機関組織図参照)

第22条 総務委員会は、次の役員で構成する。

- 1 学生会会長 1名
- 2 学生会副会長 1名
- 3 学生会書記 1名
- 4 学生会会計 1名

第23条 会長は、学生会の会務を統括し、本会を代表する。また、総務委員長も兼務する。

第24条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は代行する。

第25条 書記は、次の事項を行う。

- 1 各委員の名簿の作成と保管
- 2 議事記録の作成と保管
- 3 各機関及び学生への連絡と報告

第26条 会計は次の事項を行う。

- 1 会計台帳の記録と保管
- 2 会計の出納事務

第27条 総務委員は、次の事項の処理にあたる。

- 1 学生総会より委託された事項
- 2 学生総会及び代議員会の議案の作成
- 3 学生総会及び代議員会の議決の執行
- 4 予算案の作成
- 5 その他の重要な事項

第28条 総務委員会は、休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。

第29条 総務委員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第30条 総務委員は、毎年1月に、全学生から投票により選出する。

第3節 代議員会

第31条 代議員会は、学生総会に次ぐ議決機関である。

第32条 代議員会は、学級会の指名により選出された各学級1名の委員をもって構成する。

第33条 代議員会には、代議員の互選によって選出された、議長1名、副議長1名を置く。書記は、総務委員会の書記がこれに当たる。

第34条 定例代議員会は、議長がこれを召集し、休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。

第35条 代議員会の議決は、多数決による。ただし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第36条 代議員会の召集及び議題の公示は、7日前に行わなければならない。ただし、臨時代議員会の場合はこの限りでない。

第37条 議長は、代議員会最後に議決事項を確認し、全学生に報告する義務を負う。

第38条 代議員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第4節 中央委員会

第39条 中央委員会は、総務委員会に次ぐ執行機関である（執行機関組織図参照）。

第40条 中央委員会は、総務委員会の指名により選出された、次の役員で構成する。

- 1 名張祭実行委員会 高専祭3名、体育祭3名
- 2 学校環境改善委員会 男性部3名、女性部3名
- 3 クラブ活動委員会 体育系3名、文化系3名
- 4 交通安全推進委員会 3名
- 5 レクリエーション委員会 3名

第41条 中央委員会は、休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要ある場合は臨時に開くことができる。

第42条 中央委員会の各委員会は、委員会が開催されるまでの休暇中を除く毎月1回開く。ただし、必要な場合は臨時に開くことができる。また、クラブ活動委員会においては、体育系及び文化系の各部長を召集して、委員会を開催することができる。

第43条 中央委員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第44条 総務委員会より選出された中央委員24名は、選出の翌日から1週間公示され、この期間を持って承認される。

第45条 第44条において、異議を唱える学生が出た場合、総務委員会が窓口となり、その学生の意見を聞き、異議が認められた場合は、中央委員の再選出を行う。

第5節 学級会

第46条 学級会は、各学年における学級の全学生をもって組織し、学級の議決並びに執行機関である。

第47条 学級会は、各学級の指名により選出された、次の役員で構成する。

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 学級委員長 | 1名 |
| 2 | 学級副委員長 | 1名 |
| 3 | 学級改善委員 | 1名 |
| 4 | 保健体育委員 | 1名 |
| 5 | 交通安全委員 | 1名 |
| 6 | レクリエーション委員 | 1名 |
| 7 | ウェルネス委員 | 1名 |

第48条 学級会は、代表者1名のみ、学生総会の議決に参加することができる。

第6節 監査委員会

第49条 監査委員会は、本会の監査機関である。

第50条 監査委員会には、総務委員会の指名により選出された、3名の委員をもって構成する。

第51条 監査委員会には、監査委員の互選によって選出された、委員長1名を置く。

第52条 監査委員会は、学生総会の議決に参加することができる。

第53条 総務委員会より選出された監査委員3名は、選出の翌日から1週間公示され、この期間を持って承認される。

第54条 第53条において、異議を唱える学生が出た場合、総務委員会が窓口となり、その学生の意見を聞き、異議が認められた場合は、監査委員の再選出を行う。

第7節 選挙管理委員会

第55条 選挙管理委員会は、監査委員会と同等の監査機関である。

第56条 選挙管理委員会は、代議員会の指名により選出された、各学級1名の委員

をもって構成する。

第57条 選挙管理委員会には、選挙管理委員の互選によって選出された、委員長1名を置く。

第58条 選挙管理委員会は、毎年1月に行われる学生会役員の選挙管理を行う。

第59条 選挙管理委員会は、代表者1名のみ学生総会の議決に参加することができる。

第60条 代議委員会より選出された選挙管理委員は、選出の翌日から1週間公示され、この期間を持って承認される。

第61条 第31条において、異議を唱える学生が出た場合、代議委員会が窓口となり、その学生の意見を聞き、異議が認められた場合は、選挙管理委員の再選出を行う。

第4章 部 活 動

第62条 本会の目的達成のために、クラブ及び同好会活動を行う。(クラブ・同好会一覧参照)

第63条 クラブ活動では、学校の代表として活動する責任と誇りを持つ。

第64条 各部には、部員によって互選された、部長及び副部長を置き、教職員を顧問とする。

第65条 部長は、部の最高責任者として所属クラブを統轄し、クラブ活動委員会の部長会に出席する権利と義務を持つ。また、顧問との密接な連絡や各部活との相互の調整連絡に務める。

第66条 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があった場合は代行する。

第67条 クラブ及び同好会の新設改廃については、代議員会の決議を経て、学生総会の承認を必要とする。

クラブ・同好会一覧

体育系クラブ

応援団部. 空手道部. 剣道部. 硬式野球部. ゴルフ部. サッカー部. 山岳部.
柔道部. ソフトテニス部. ソフトボール部. 卓球部. バスケットボール部.
バドミントン部. バレーボール部. ラグビーフットボール部. 陸上競技部.
硬式テニス部. 駅伝部. アームレスリング部. 軟式野球部. 自動車部

文化系クラブ

E S S 部. イラスト部. 気象部. ロボット技術部. サイエンス部. J R C 部.
写真部. 新聞部. 吹奏楽部. 放送部. 日本文化研究部. good job. モーター
スポーツ部. 技術部. プロコン部. デザイン技術部. 園芸部. 軽音楽部.
弁論部

同好会

自転車同好会

第5章 会 計

第68条 本会の経費は、会費・寄付金・その他をもってこれにあてる。

第69条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第70条 本会の会費は、年額10,000円とする。

第71条 本会の予算案及び決算報告は、代議員会の決議を経て、学生総会の承認を必要とする。

附 則

本会則は、昭和37年4月から施行する。

本会則は、平成9年4月から改正施行する。

本会則は、平成14年4月から改正施行する。